

みやけい交通安全ニュース

発行：宮崎県警察本部交通企画課 R7-No.19 (2025.12.18)



アルコール検知器を適正に使用しましょう！

安全運転管理者の業務として行う運転前後の酒気帯び確認については、令和5年12月からアルコール検知器を用いた確認が道路交通法施行規則で定められております。

アルコール検知器が正しく機能しているか定期的に確認し、適正に使用しましょう！



運転前後の酒気帯び確認

原則として対面で行い、目視等により、運転者の顔色や呼気の臭い、会話中の声の調子等で酒気を帯びていないか確認するほか、アルコール検知器を用いて確認しましょう。



対面で行えない場合は？

事業所以外（出張先や自宅等）で酒気帯び確認を行う場合は、運転者に携帯型のアルコール検知器を携行させ、右の方法で確認しましょう。

- カメラやモニター等で運転者の顔色や会話中の声の調子等を確認し、アルコール検知器による測定結果を確認する方法
- 携帯電話や業務用無線など、運転者と直接対話ができる方法で、運転者の会話中の声の調子等を確認し、アルコール検知器による測定結果を報告させる方法



酒気帯び確認の記録・保存とアルコール検知器の有効保持

酒気帯び確認の内容を記録し、その記録を1年間保存しましょう。アルコール検知器を常時有効に保持するようにしましょう。



アルコール検知器は期限があります！

アルコール検知器は、製品によって異なりますが、センサーの使用期限（使用日数と使用回数の制限）があります。取扱説明書を確認の上、メンテナンスを適切に行い、正常に作動し、故障がない状態の検知器を使用しましょう！

毎月10日は「県民交通安全の日」

地域の交通事故情勢に応じた活動を行う日です。地域や職場、学校、家庭等で交通安全活動に取り組みましょう。